

元離宮二条城本丸御殿等環境整備計画（抜粋）

令和4年12月

京都市

第8項 什器・案内・養生材の設置

1 本丸御殿全体における現状と課題、整備の考え方

入殿者の出入りに伴う什器としては、靴箱や手荷物用ロッカー、靴の履き替え用の簣子を設置する必要性がある。傘立てについては、雨滴を御殿内に持ち込まないために、室外の設置となり、盗難防止のためには鍵付きであることが求められる。一方で、入殿者が靴はビニール袋等に入れて、手荷物と共に持ち運ぶ方式を探れば、靴箱の必要性はない。文化財建造物の保護の観点からいえば、靴の入った袋や手荷物が室内の柱や壁などに接触し、損傷する危険性を回避する必要がある。そのため、靴や手荷物は靴箱、ロッカーに収納することが望ましい。

本丸御殿内に靴箱と手荷物用ロッカーは、実用の上で出入口（御車寄）から近い箇所に設置する必要がある。その候補地としては、使者之間が挙げられる。一方、便益の上ではガイダンス施設も出入り口の近くであることが望ましい。

優先度からいえば、靴箱、手荷物用ロッカーの方がより出入り口に近い方が適切と考えられる。よって、靴箱と手荷物用ロッカーは使者の間に設置することが適当である。靴箱と手荷物用ロッカーの鍵については、二之丸御殿を踏襲し、監視カメラが設置されていることを念頭に置けば、必須とは言えない。運動して、ガイダンス施設は、用途上の広さを念頭に置けば、公卿之間・殿上之間の2室とすることが望ましい。

入殿者の移動に伴う室内の養生に当たっては、本丸御殿の観覧経路の大半が畳であることから、観覧経路上にある畳の畳表を保護するために、敷き畳等を置くことが求められる。また、狭隘な廊下を多くの入殿者が歩行し、車椅子も通行することから、柱や壁に接触する可能性があるコーナー部や狭隘な箇所については、養生材で保護を行うとともに、結界により歩行者の寄り付きを制限する工夫が必要である。

2 ガイダンス施設の設置に伴う課題、整備の考え方

入殿者が、滞留しながら本丸御殿の概要を学ぶためのガイダンス施設を、公卿之間・殿上之間内に整備する場合、これらの室を観覧経路の冒頭に置くことにより、事前に室内の説明をまとめて行うことができる。

ガイダンスの実施方法は、案内員がパンフレット等を用いながら口頭により説明する場合と、入殿者が自由に視聴する場合と考えられる。いずれの場合も、ガイダンスを補助する設備の設置が求められる。公卿之間であれば、大型モニター（参考例：75インチワイド横型程度のサイズのもの）、殿上之间にはサイネージ用モニター（参考例：43インチ横型程度のサイズのもの）4台の設置が想定される。モニターでは、多言語に対応した本丸御殿の概要説明の映像や、補修工事中の画像等を放映することが考えられる。（図5-2-41、5-2-42）

殿上之間・公卿之間には、空調設備を設置し、入殿者が寒暖に関わらず快適にガイダンスを受講できるようにすることが望ましい。

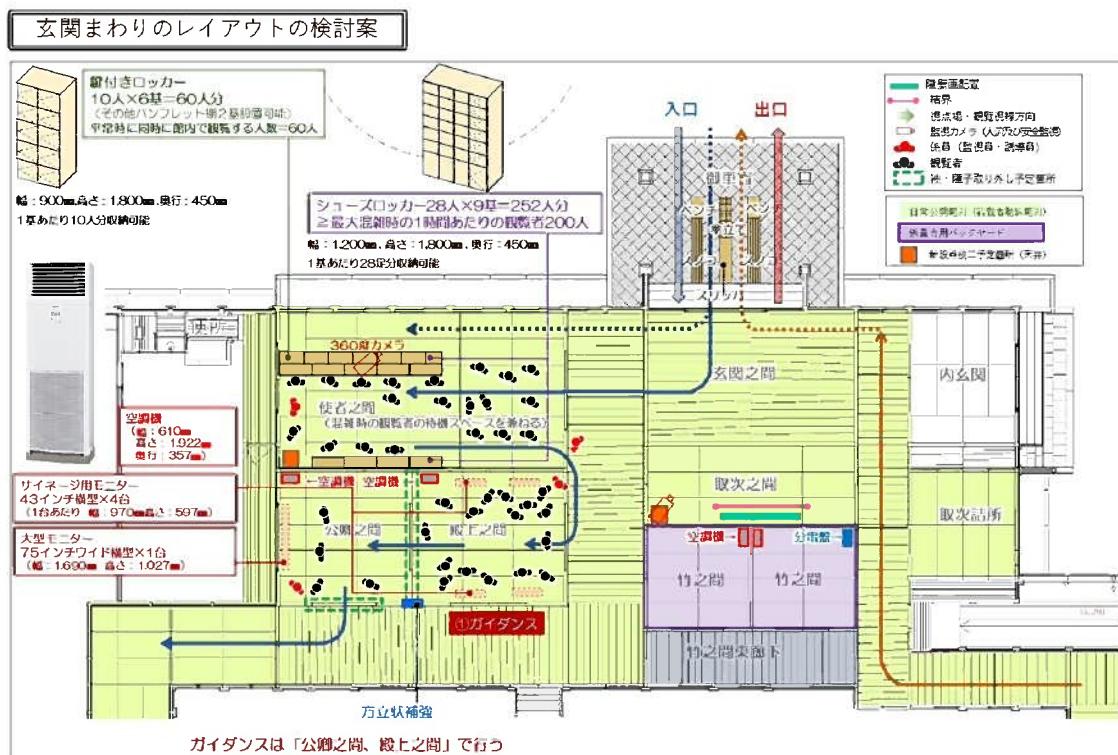


図5-2-41 ガイダンスを行う公卿之間・殿上之間の設備配置のイメージ



図5-2-42 大型モニターおよびサイネージモニターのイメージ

3 観覧動線と展示・説明の考え方

本丸御殿の正面出入口である玄関と入殿者の主な出入口を一致させることで、本丸御殿外部から建物の出入口を分かりやすくする。

玄関を入殿者の主な出入口として、玄関正面から入殿後の観覧ルートを認識しやすくする。

観覧経路の中で、入殿者が滞留して展示を鑑賞したり説明を受けられたりする場面と、通過しながら鑑賞できる場面を分かれる。これにあわせて説明板での解説文のボリューム等を調整して、メリハリの利いた展示・説明とする。

通路幅が狭く、やむをえず展示物を鑑賞するスペースと通行スペースが重複する箇所については、案内スタッフから入殿者に対し鑑賞や通行のタイミングを声掛けして誘導することで、入殿者の渋滞を抑制する。

展示パネル（説明板）は、外国人観光客に対応し、本丸御殿について理解を深めることができえる内容とする。

統一されたサイン（誘導・禁止・注意喚起・部屋名）や解説パネル等を新たに設け、本丸御殿の内部空間の雰囲気にあわせた意匠とする。意匠のありかたは、「二の丸御殿サイン刷新計画に関する基本的な考え方」（「重要文化財（建造物）二条城本丸御殿公開計画書（平成30年3月一般財団法人建築研究協会）」2-(1)-カ 附資料）に準ずる。（表5-2-4）

できるだけ文化財の躯体に影響の少ない設置場所や設置方法（床置き自立型・長押吊り下げ型）、養生の方法を検討する。（写真5-2-2）

展示パネルの設置位置（案）は、図5-2-43のとおり。（図5-2-43）

表5-2-4 サイン計画の参考指針
(二の丸御殿サイン刷新計画に関する基本的な考え方)
(「重要文化財（建造物）二条城本丸御殿公開計画計画書」2-(1)-カ 附資料 より抜粋)
(平成30年3月一般財団法人建築研究協会)

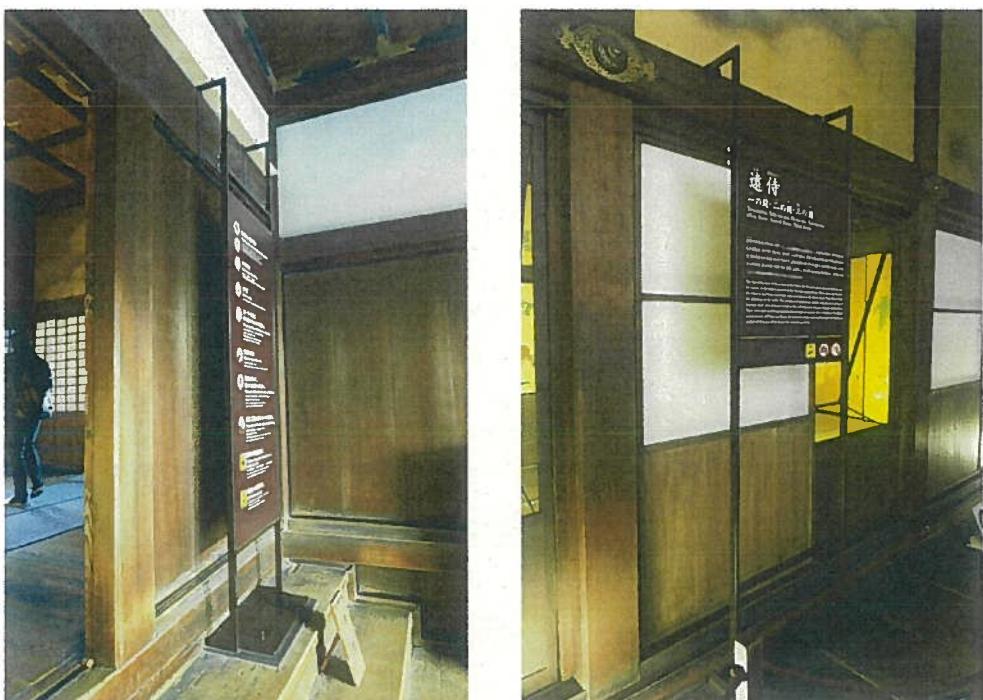
2-(1)-カ 附資料

二の丸御殿内サイン刷新計画に関する基本的な考え方

1. 誘導サイン、禁止サイン、注意喚起サイン、部屋名サイン、解説パネル等が散漫に配置されている現況から、棟、部屋ごとに適切な位置に内容を統合したシステムサインを軸に、適宜必要箇所に自立型・吊り下げ型の誘導サイン、部屋名サインを補う。
2. 管理運営面からの必要性よりも、来場者の利便性に立脚したサイン配置を心がけ、禁止サイン、注意喚起サイン等は必要最小限に留める。
3. 各サインは、色彩（こげ茶）をベースに白抜き文字とし、御殿内の空間と違和感のない存在としつつ、文字の可読性を確保する。
4. システムサインは、各要素を統合しつつ、それぞれ独立したパネルとして、将来的な修正・変更に対応できるものとする。
5. 誘導サインには、現在位置を把握しやすくするためにマップを添える。
6. 解説には、主解説に加え、コラム的な見どころ解説を加え、歴史・文化への興味を高める工夫を施し、適宜写真を添えて、指摘箇所をわかりやすくする。
7. ピクトグラムと言語表記の構成は以下の通りとする。
①誘導サイン : 7カ国語表記
(日、英、中（簡体）、中（繁体）、韓、仏、西)
②禁止・注意喚起サイン：入口のサインは、ピクトグラムと七か国語表記とするが、他のパネルでは概ねピクトグラムのみとする。
③部屋名サイン : 二か国語表記（日、英）
④解説 : 二か国語表記（日、英）
なお、英語表記作成にあたっては、「文化財の英語解説のあり方について」（平成28年7月 文化財の英語解説のあり方に関する有識者会議）を参照して行う。



床置自立型サイン（二条城二の丸御殿）



床置自立型（長押掛け）サイン（二条城二の丸御殿）

写真5－2－2 サインの事例（二条城二の丸御殿）

（「重要文化財（建造物）二条城本丸御殿公開に向けての整備基本設計業務委託 報告書（本丸計画 基本設計）」平成31年3月28日 別紙資料9-3-1 サインの事例より引用）

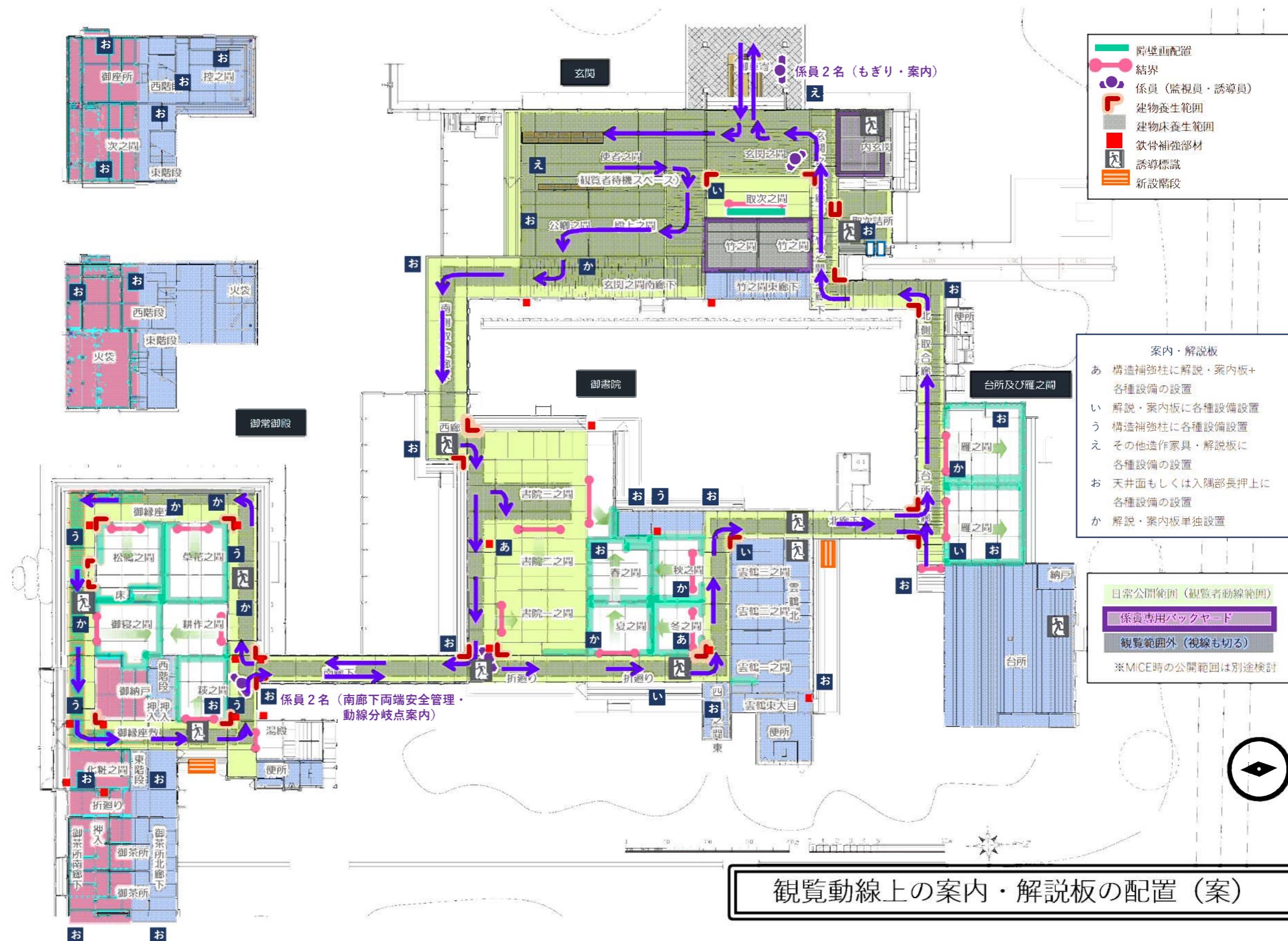


図5-2-43 展示パネル（観覧動線上の案内・解説板）の配置（案）

4 杉戸絵の展示

本丸御殿の本格修理以前は、殿上の間と公卿の間において、杉戸絵を壁に立てかけた状態で展示していた。杉戸絵の鑑賞は、廊下から行われて（写真5－2－3）。それ他の杉戸は別置保存され、公開されていなかった。それにより非公開の杉戸絵は、その存在と価値について、広く周知することができていなかった。



写真5－2－3 杉戸絵の一例

展示の考え方

保存と公開の両立ができるよう、原位置以外の場所において杉戸絵を安全に固定し、かつ、できるだけ多くの点数を安全に展示し、全数の収蔵に供する場所と設備を検討する。

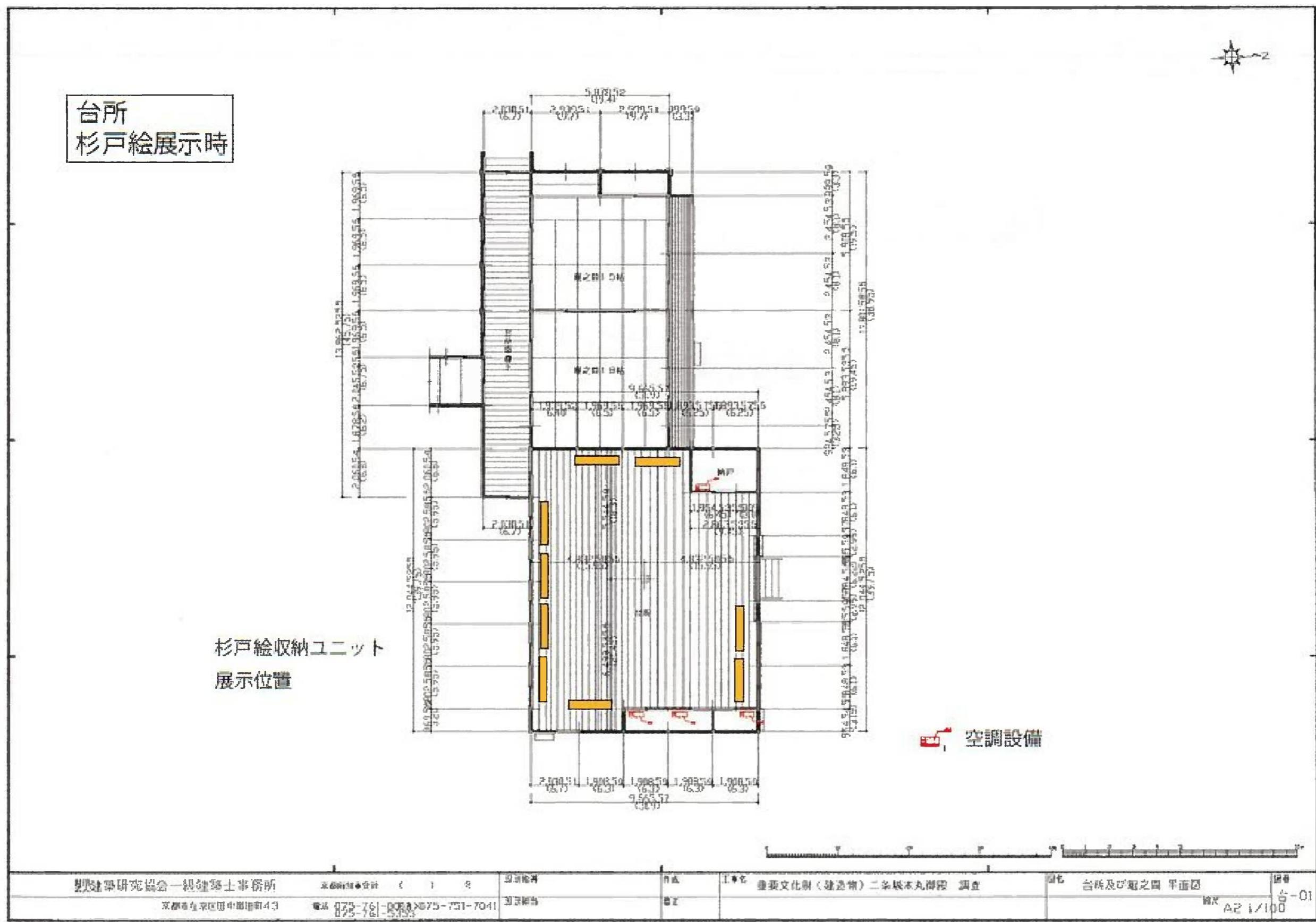
杉戸絵展示の場所については、以下のとおりである。

平成18年度以前に杉戸絵を展示していた殿上の間と公卿の間は、ガイダンスエリアとして使用すること、空調機を設置することが検討されている（第5章第2節第7項「空調設備の新設」参照）。空調機を導入することで生じる温・湿度の急激な変化は、杉戸絵の絵具の剥落等、劣化を促進する可能性が高い。そのため、殿上の間と公卿の間以外での展示場所を検討し、台所に一括して展示・収蔵する案（図5－2－44、5－2－45）と、御書院の雲鶴の間、御常御殿の納戸で分割して展示・収蔵する案（図5－2－46、2－

47) を検討した。しかし、台所は、MICE等の活用や空調機の導入の可能性がある（第5章第2節第7項「空調設備の新設」参照）ことから、御書院の雲鶴の間、御常御殿の納戸での展示・収蔵が最適と考えられる。

杉戸絵固定用の設備については、以下のとおりである。

現在、二之丸御殿蘇鉄の間において、自立式のフレームを用いて模写杉戸を展示している（写真5－2－4）。当初は、これに倣った自立式のフレーム（図5－2－48）を作成することを検討した。しかし、本丸御殿の杉戸絵の場合、二之丸御殿のフレームと同様の構造で作成すると、重量が重く、御殿の床等、建造物の部材を傷める可能性がある。床材への負担を減らし、かつ安全に固定するためには、他施設での杉戸絵展示等を参考に、予算の状況等に合わせて簡易なフレーム使用も含めて費用対効果を見ながら、固定用設備を引き続き検討する必要がある。



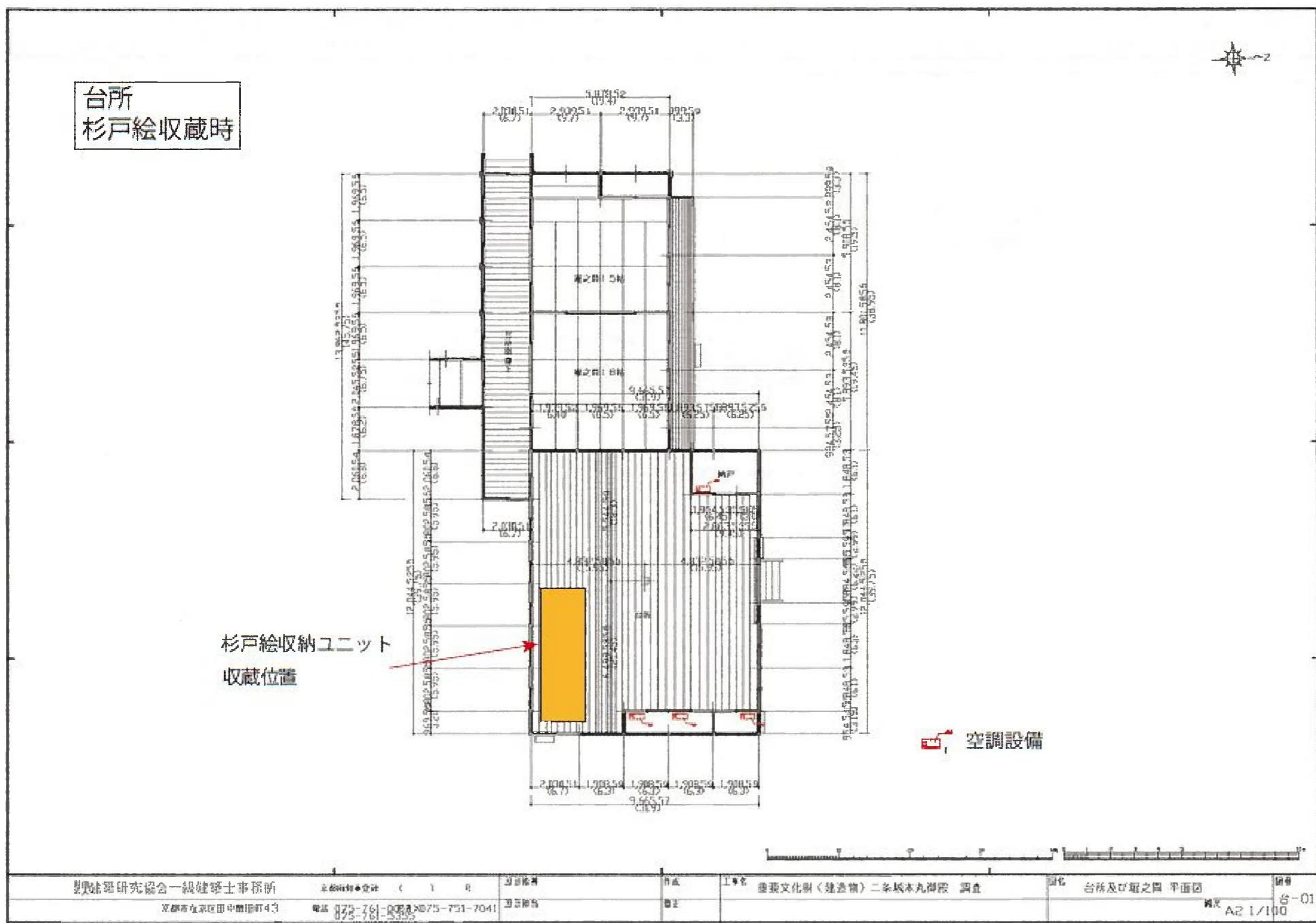


図5-2-45 杉戸絵収納ユニット 展示位置検討図（2）

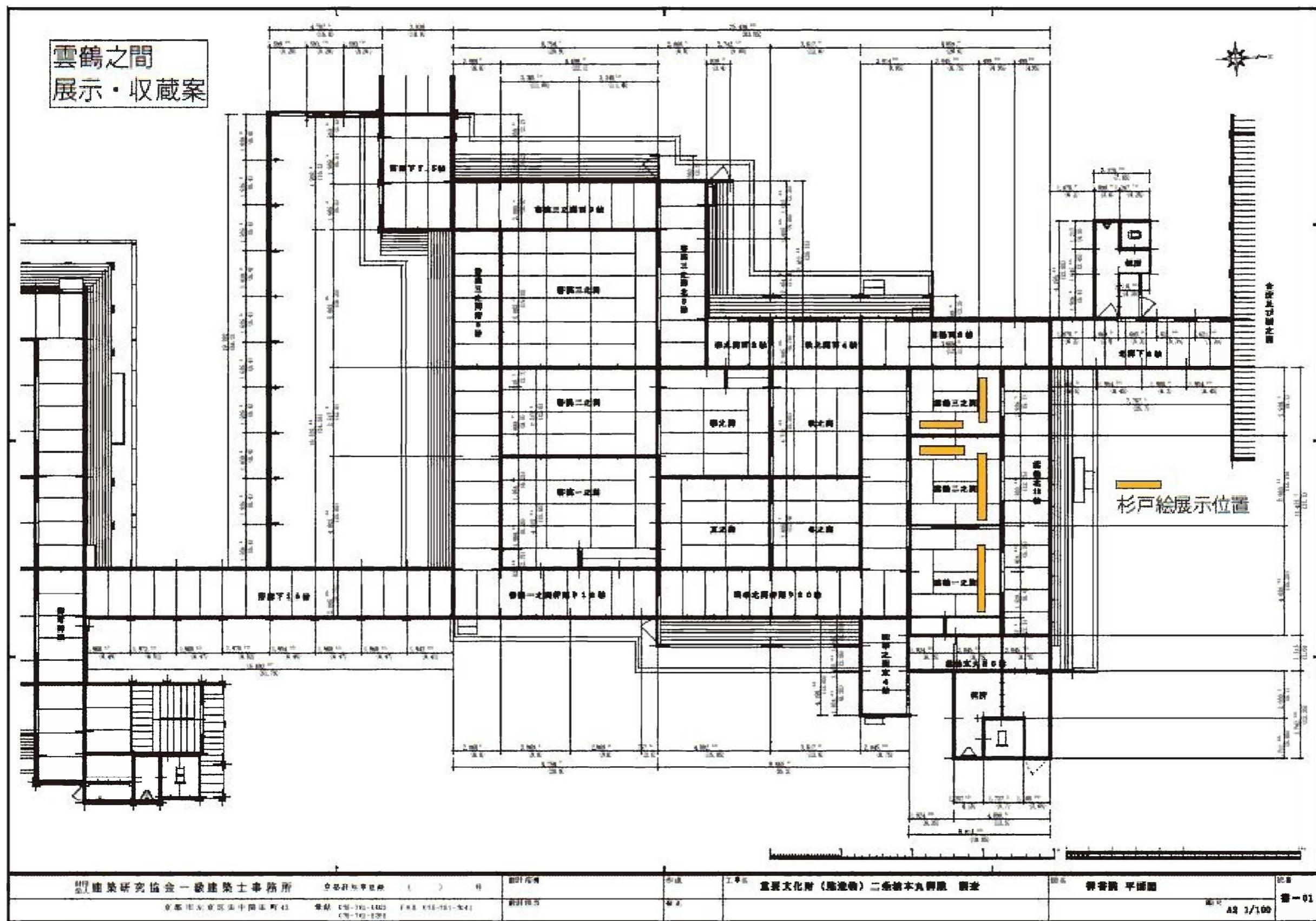


図5-2-46 杉戸絵収納ユニット 展示位置検討図（3）

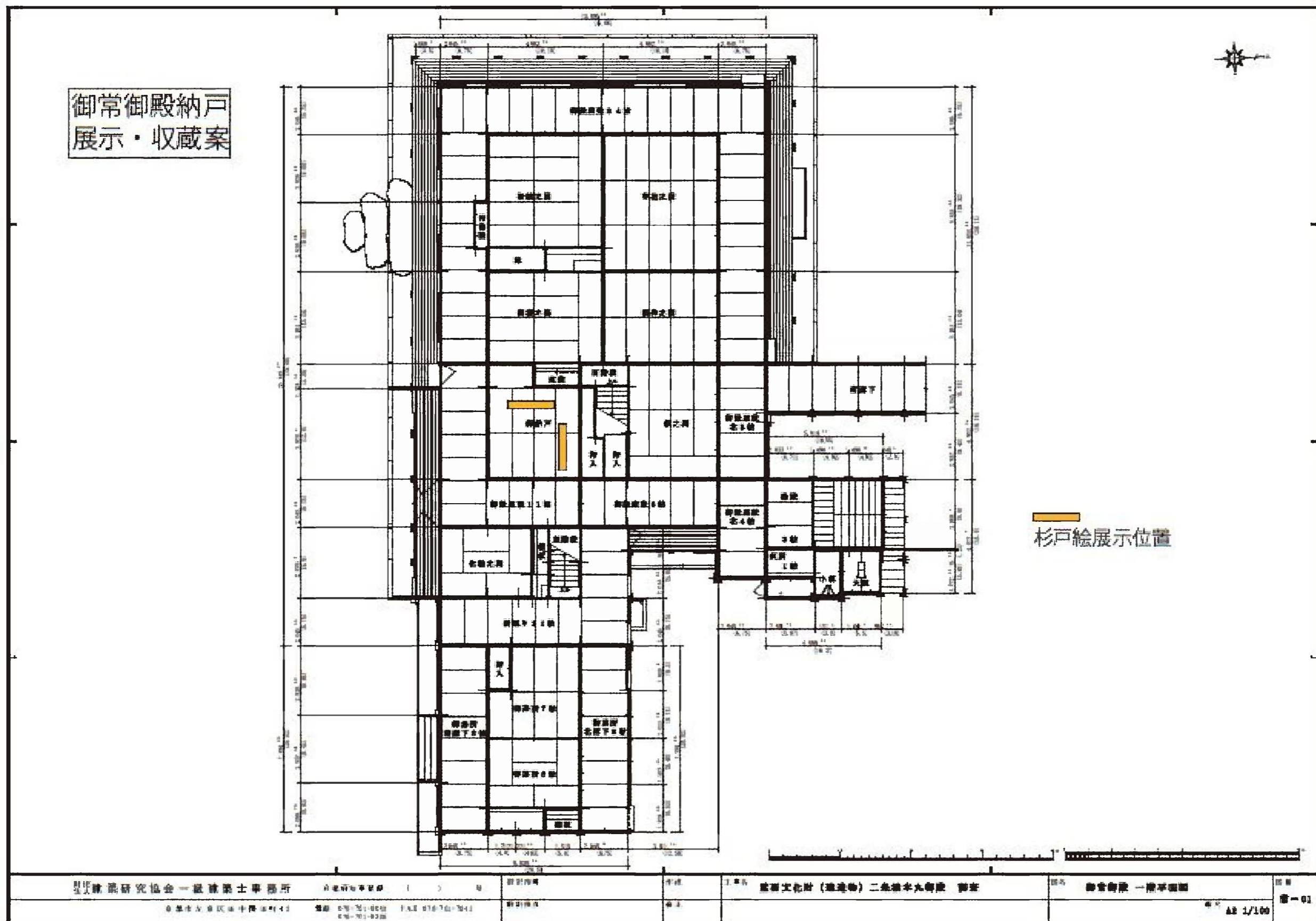


図5-2-47 杉戸絵収納ユニット 展示位置検討図(4)



写真5－2－4 二之丸御殿における杉戸絵の一例

杉戸の展示・収蔵フレーム

上下のフレームで杉戸を挟み込み自立させる。



図5－2－48 杉戸絵収納ユニット（案）

5 案内設備の検討

観覧ルートの誘導サインについて、観覧ルートには折れ曲がりが多く行き違いが生じる箇所（南廊下・台所前）もあるため、分かり難い箇所がある。わかりやすい誘導サイン設置が必要である。注意喚起サインについて、日本語表記のみのものが多く外国人観光客が内容を理解できない状況になっていた。多くの入殿者にとって分かりやすい注意喚起サインの設置が必要である。

御殿内の案内について、平成18年までの特別公開時には各所に床置き型の音声案内ガイドが設置されていたが、日本語のみでのアナウンスで、設置場所での滞留が生じやすかった。

観覧ルートで折れ曲がりがある箇所には順路を案内する誘導サインを設置する（参考例：図5-2-49）。また、折れ曲がりに加えて行き違いが生じる箇所（南廊下の両端）には誘導サインおよび係員を配置することで、入殿者にとって認識しやすい観覧ルートを整備することが望ましい（参考例：図5-2-50）。

案内板・説明版については、下図5-2-51の位置への設置が適当である。

観覧ルートについては、維持の上で、床をマットやじゅうたん等で養生することが望ましい。入殿者にとって立入可能な範囲が養生の有無で判断できるようにする必要がある。（図5-2-51）

注意喚起サインは、多言語での表記だけでなくピクトグラム等も併用し、多くの入殿者にとって内容が理解しやすいものを整備することが求められる。

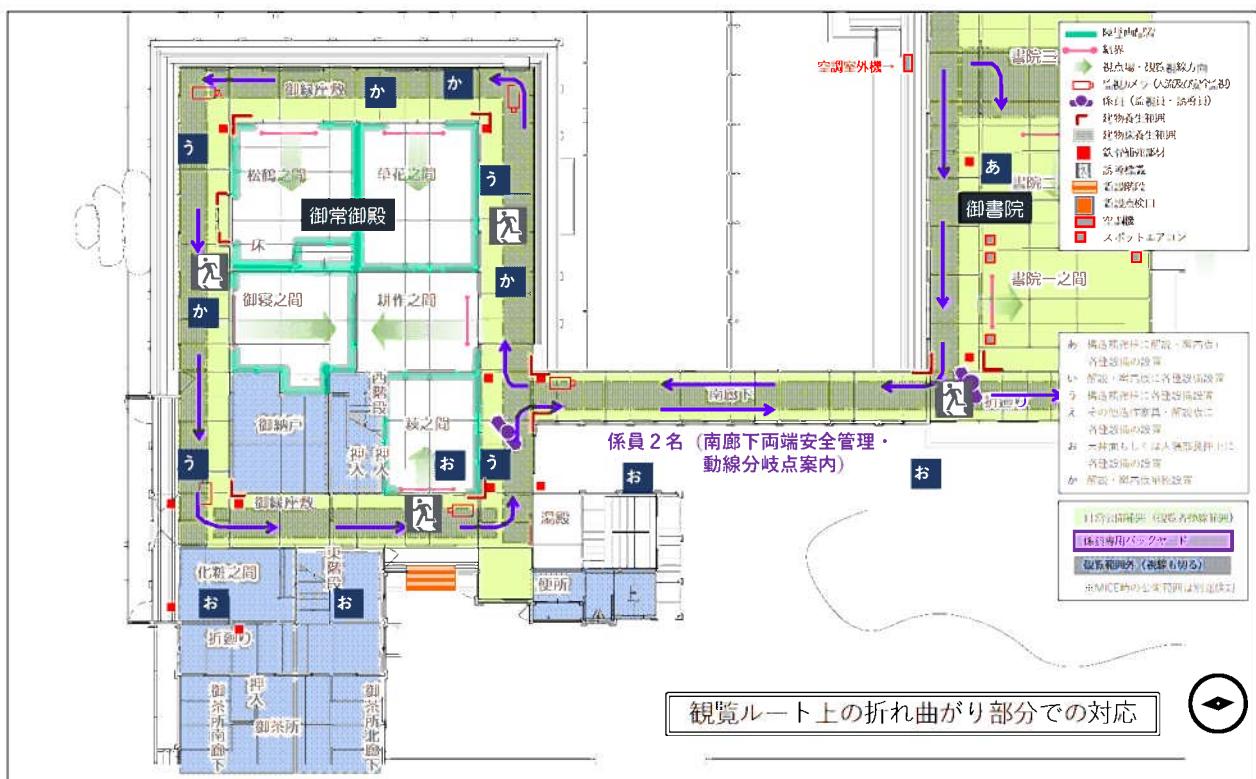
御殿内において梁が低く頭上への注意喚起が必要な箇所には、ピクトグラムを用いた注意喚起サインの掲示が必要となる。（参考例：図5-2-52）

観覧ルート上で段差のある箇所（雲鶴之間東の北廊下（幅員約1,910mm、高さ223mm）及び竹之間北の北側取合廊下（幅員約1,840mm、高さ240mm）の2箇所）については、バリアフリーの観点から廊下と同幅員の片側手摺付きスロープを設置して、段差を解消すれば、段差に対する注意喚起サインを設置する必要性が希薄となる。

非常時の避難経路については、ピクトグラムを用いた避難誘導サイン（参考例：図5-2-53）で明示し、すべての入殿者にとって内容を理解しやすいものとする。



5-2-49 観覧ルート案内サイン（参考例）



参考例 図5-2-50 観覧ルート案内折れ曲がり部分での対応（模式図）

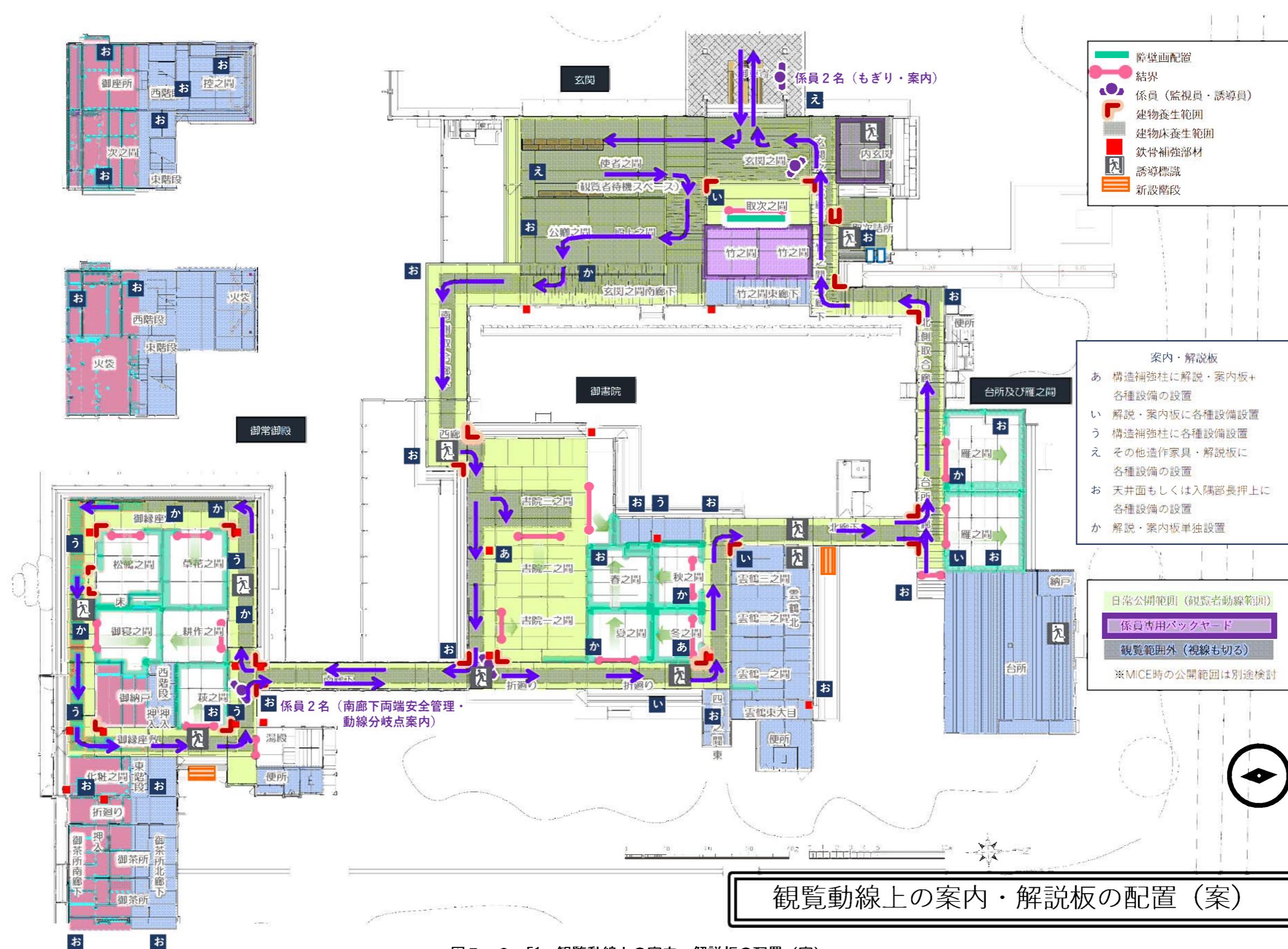


図5-2-51 観覧動線上の案内・解説板の配置 (案)



図5－2－52 頭上注意サイン（ピクトグラムを用いた参考例）



図5－2－53 非常時避難口の誘導サイン（ピクトグラムを用いた参考例）

第9項 バリアフリー対応

明治時代に移築された本丸御殿を、公開活用するためには、文化財建造物の保護の観点を踏まえながら、バリアフリー対応を行う必要がある。

また本丸御殿が一般公開されることにより、内堀内にまで足を運ぶ来城者が増えるものと見られる。現状において本丸西虎口はスロープとなっている一方で、本丸東虎口は石階段となっており、これら本丸東虎口へのスロープ等のバリアフリー対応を検討する必要がある。詳細は、第4節第2項で検討する。

入殿者の出入口として考えられる内玄関の階段は、蹴上げが高さ260～275mmと大きく、手摺がない。また、内部の観覧ルート上では、雲鶴之間東の北廊下（高さ223mm）及び竹

之間北の北側取合廊下（高さ240mm）の2箇所に段差がある。（図5-2-58）

観覧ルートを車いす等で移動する場合にも耐えられる床の養生が必要である。ついては、車いす利用者用の動線計画・設備計画が必要である。

出入口（御車寄）や内部の観覧ルート上の段差部分には、文化財建造物の木造躯体にできるだけ負担のないよう、緩勾配の階段や手摺、木製置型の手摺付きスロープ等の設置を行うことが望ましい。

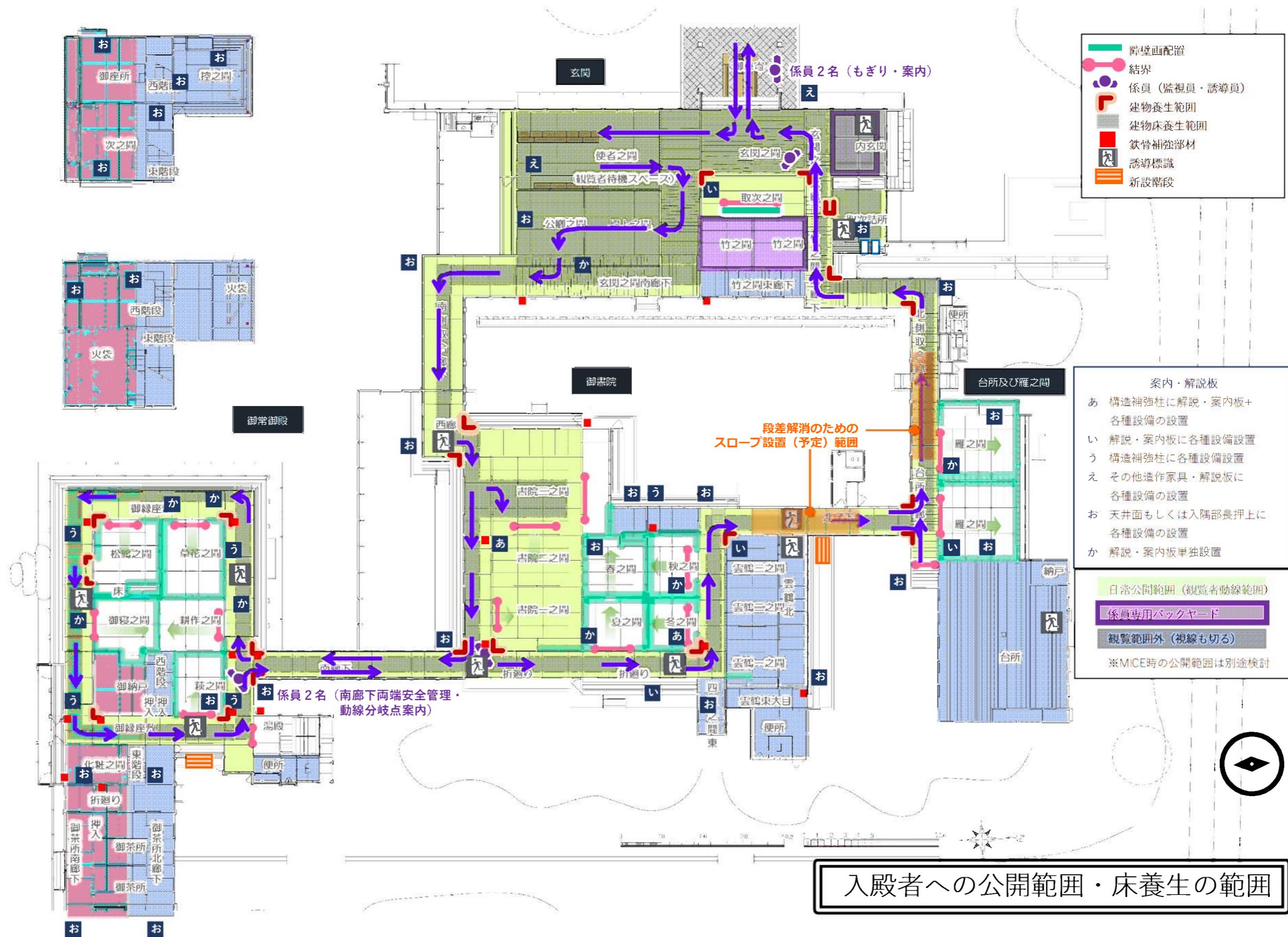
車いす利用者の出入口は、安全を確保しつつ円滑に移動できるよう、一般利用者の出入口である御車寄とは分離し、取次詰所に設けることが適当である。

屋外から取次詰所に隣接する竹之間北廊下までのルートには、木製置型の手摺付きスロープ（バリアフリー条例の基準（勾配1/12以上の緩勾配）に適合した勾配1/15程度のもの）を設ける必要がある。

観覧ルート上、段差のある雲鶴之間東の北廊下（高さ223mm）及び竹之間北の北側取合廊下（高さ240mm）の2箇所に木製置型のスロープ（バリアフリー条例の基準（勾配1/12以上の緩勾配）に適合した勾配1/15程度のもの）を設置することが求められる。スロープを設置する際には、養生シート等を施し、床、敷居、框など周辺の既存部分に直接取り付けない設置方法とする。また、いずれのスロープ設置箇所においても、スロープの片側に隣接する部屋への出入口があるため手摺の設置は片側とする必要がある。なお、隣接する部屋は観覧ルートではないため、当該出入口の建具は閉じた状態で公開することになる。（図5-2-54）

本丸御殿内では、車いすを利用する入殿者の安全の確保と、文化財保護の点から、車いす利用者は備え付けの手動車いすに乗り換えて観覧いただくこととする。また、観覧ルートは電動車いすの移動を考慮して耐久性のある素材で養生することが求められる。

具体的に言えば、電動車椅子は、車椅子利用者の出入口となる取次詰所にて備え付けの観覧用手動車いす（参考例 図5-2-55）に乗り換えることが想定される。入殿者が自身の車椅子を利用する場合、車いすのサイズや重量によっては観覧ルートを安全に通行したり、本丸御殿の躯体に過剰な荷重をかけないようにしたりすることが難しくなる可能性がある。そのため、殿内の観覧には本丸御殿で準備した手動車椅子をご利用いただくことになる。観覧用手動車いすは、利用者が自ら操作する場合と帶同者が付く場合が想定される。



さらに車いす利用者用の動線計画・設備計画としては、以下の対応も想定される。
本丸御殿内の幅員の狭い廊下では、必要に応じ案内スタッフが他の入殿者に声掛けを行う等して車いす利用者が安全に移動できるよう誘導する。



図5-2-55 観覧用手動車いすの参考例

第3節 屋外設備

第1項 防犯設備の改修・新設

本丸域に既設の構内監視カメラ（9箇所）の整備内容は、以下が想定される。

既設の監視カメラをアナログ方式からデジタル方式へ機器（カメラ、ケーブル、レコーダー、モニター）に改修することが望ましい。既設の監視カメラの改修は、低圧電線・通信線は既存のものを使うことが望ましい。その改修の時期は、本丸御殿内の監視カメラの新設と同時に実施することが理想である。

本丸御殿を監視するモニターは、新設詰所と事務所棟に設置し、城内全域を監視するレコーダーとモニターは、事務所棟のみの設置とすることが効率的である。

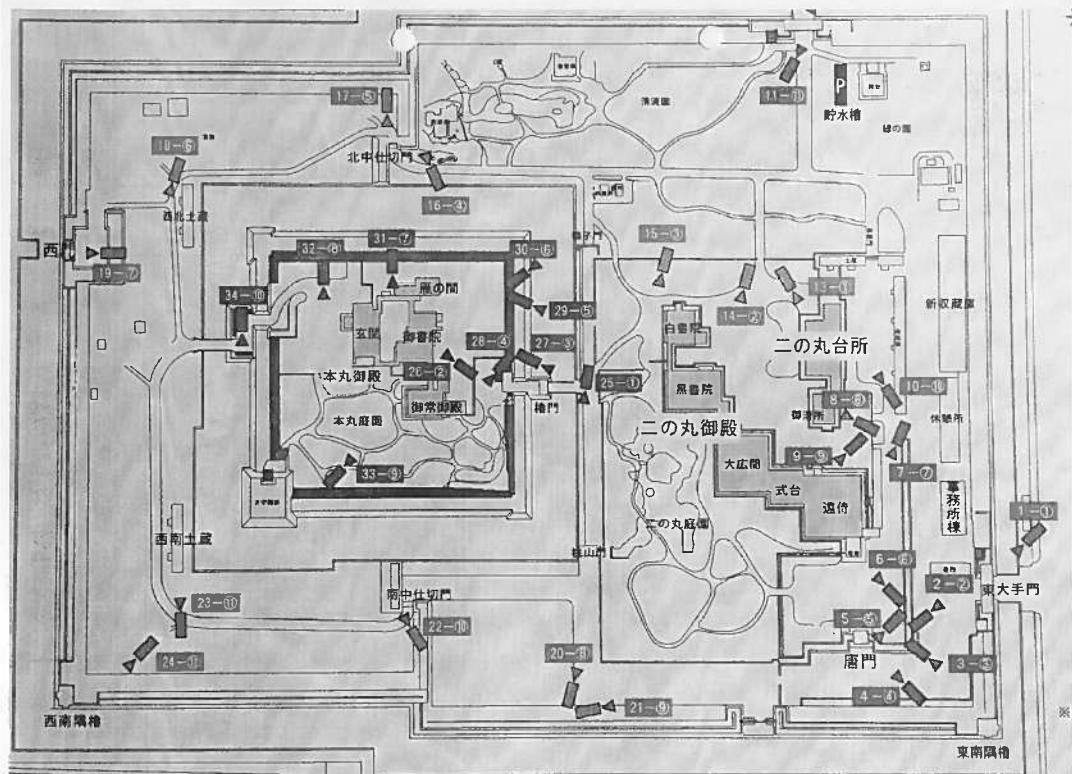


図5－3－1 既存カメラ位置図

第2項 防災設備の改修

防災設備については、京都市中京消防署と協議を実施した経緯に基づき、各設備の増設のあり方について検討した。

1 自動火災報知機についての考え方

自火報の地区音響装置については以下のとおりである。過去整備時（平成元年頃）に未包含エリア（1階の一部・中2階・2階）があった。現在、1階の未包含エリアは解消されており、中2階・2階の未包含エリアについては、過去整備時にもソフト面でカバーできるとして略されているものであろうから、運用が大きく変わらなければ事業者の判断に委ねるということであった。中2階と2階は人数を限定した公開を検討しており、それにあわせて自火報の整備についても考える。

2 非常警報設備についての考え方

非常警報設備については、収容人数（50人以上）によるが、仮に必要となったとしても非常ベル・自動式サイレン・放送設備のうち、非常ベルをつけるのみとなる。非常ベルは自火報の地区音響装置で代用できる。また、漏電火災警報器については、ラスマルタルは使用していないので設置の必要性が希薄である。

3 屋内・屋外消火栓についての考え方

既存の屋外消火栓については、本丸域には埋設式消火栓が11か所、放水ユニット付散水格納箱が3か所設置されている。消火の対象は、建造物及び樹木であり、現在、径65mmのホースが設置されているが、将来的には易操作性のあるホースへの更新等を検討することが望ましい。

また、屋内消火栓については、設置することが望ましいものの、屋外消火栓が建造物の内部にまで放水可能であることから、現時点では設置に係る具体的な検討は行っていない。

4 動力消防ポンプについての考え方

動力消防ポンプは、現在、中京消防署が設置しているものが1台及び二条城事務所が設置しているものが1台ある。中京消防署設置の1台は、大規模災害時用のものであり、もう1台のポンプについても自主的に設置したものである。

また、既設の防火水槽の容量は36m³である。

5 誘導灯についての考え方

誘導灯は、無窓階ではないことから必須ではなく、誘導標式の設置は必須である。ただし、標識を設置する場合でも、文化財的価値を損なわないように設えることは問題ないため、二之丸御殿の仕様を準用する。

第3項 外部コンセントの新設、放送設備の改修、外部照明（外灯）の新設

1 外部コンセントについての考え方

外部コンセントは、全くの新設となる。本丸御殿の室内以外における特別公開やMICE利用等の会場としては、本丸御殿玄関中庭、本丸御殿玄関と本丸御殿御書院の中庭、本丸庭園の3箇所が想定される。それらの箇所に向けての外部コンセントの位置は、本丸御殿の本格修理における建築工事と電気配管との兼ね合いにより、おのずと位置は決まってくる。電気容量は、夜間のライトアップを含む照明での使用を前提する。外部コンセントの盤の設置は、景観への配慮から本丸御殿の縁下等、目立たない所に設置することが望ましい。

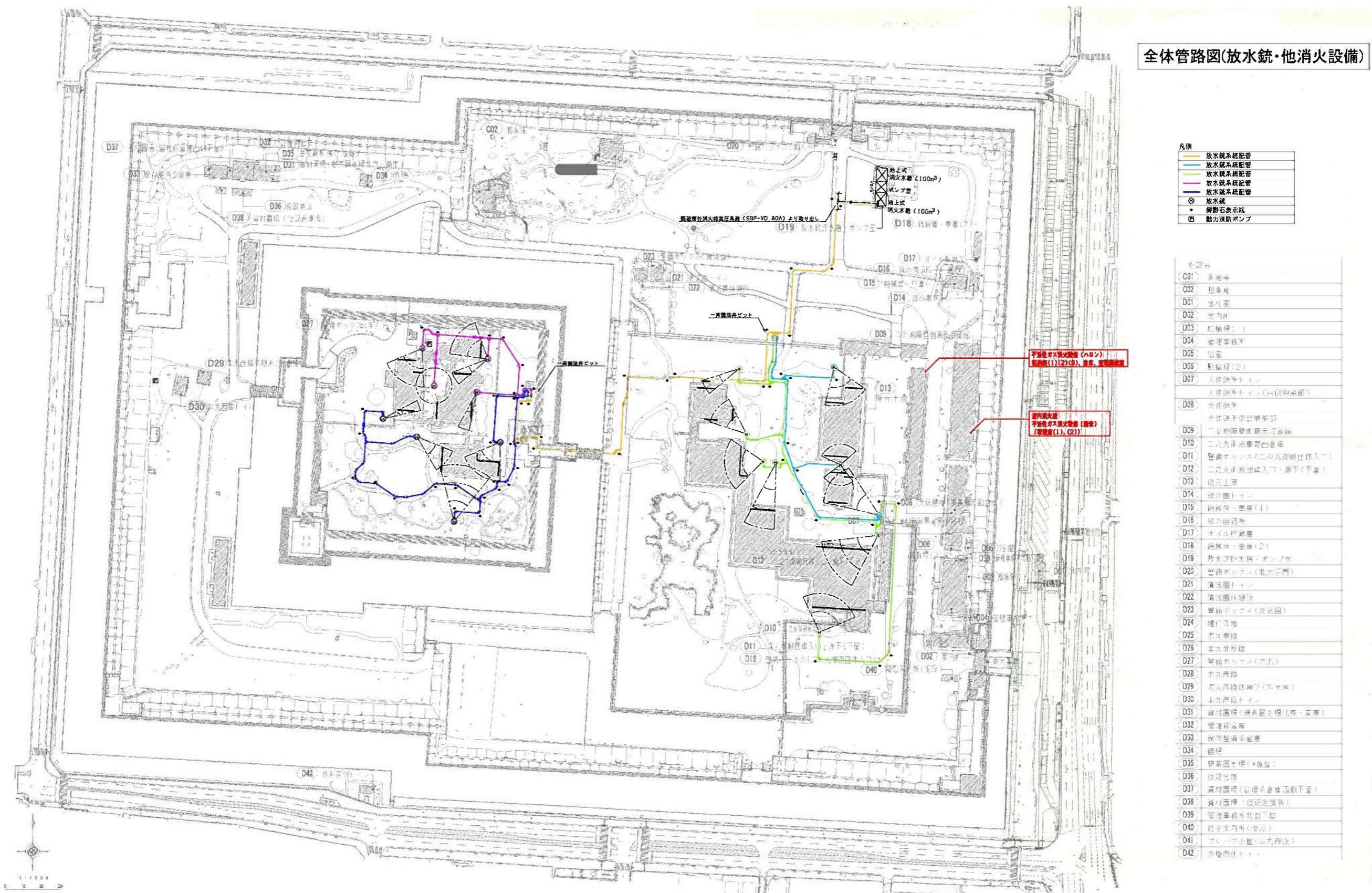


図5-3-2 放水銃及び放水銃系統配管経路

2 放送設備の改修の考え方

二条城敷地全体に放送設備が設置されており、本格修理事業の以前、本丸御殿には、御常御殿の御茶所に設置されていた。ただし、調査、更新が必要な状況となっている。

火災時の避難誘導観点での非常放送設備は、消防協議の結果、非常ベルは自動火災報知設備の地区音響装置で代用できるため、整備の必要はないと考えられる。また、本丸御殿は木造建築であることから、本丸域の放送設備から聞こえる音が室内でも十分に聞こえる。

以上の前提を踏まえ、本丸御殿の室内を含む本丸域の全体において、入城者が放送を聞き取ることができる位置に設置することが妥当である（図5-3-3、写真5-3-1）。本丸御殿内で単独放送を行うためのローカル放送用設備は、業務放送スピーカーと兼ねることができる。

業務放送用スピーカーは、管理事務所の既設アンプに接続する必要がある。本丸御殿側の端子盤は、詰所もしくは本丸御殿の縁下に新設し、管理事務所までの配線を敷設する必要がある。本丸城における来城者等の呼び出しは、リモコンマイクを詰所等に設置し、管理事務所と連動することで可能である。

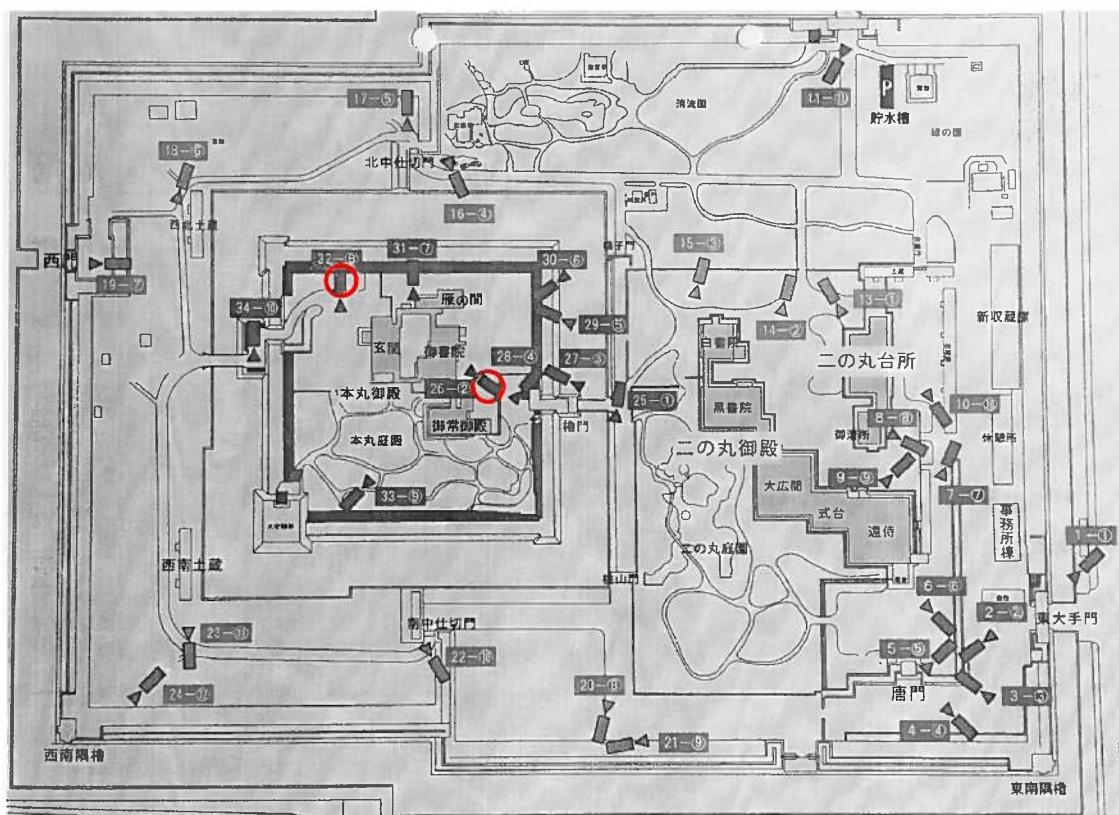


図5-3-3 放送設備設置想定箇所



3 外部照明（外灯）の新設の必要性

本丸域の夜間利用は、特別公開やMICE利用等に限られる。その際は、外部コンセントを利用し、仮設照明を設置することで用が足りるため、常設の外部照明（外灯）の必要性はないと考えられる。

第4項 詰所、車椅子置場、入殿用スロープの新設

1 詰所設置の考え方

本丸御殿は、防火の観点から御殿内に24時間通電を行わないため、常時稼働していることが求められる防災や情報に関する機器の設置ができない。また、一般公開に伴う本丸御殿内の専用面積が多いため、警備員や案内・出札のためのスタッフが待機や休憩できる部屋が確保できない。

以上の条件を踏まえると、24時間通電を可能とし、防災拠点かつ本丸御殿の運用に係る人員の待機や休憩ができる詰所の建築が不可欠となる。

詰所の用途は、24時間通電を行わない仕様となっている本丸御殿に代わって、兼スタッフ控室、倉庫となる。

発掘調査の結果とがけ条例*への対応等から導き出される詰所の想定面積は、以下のとおりである。

最大建築範囲：約33m² (4.95×6.75=33.41m²)

意匠は、景観条例に合致することを前提して、本丸御殿の外観とも調和する和風が望ましい。建築位置が一般公開範囲ではないため、真壁ではなく大壁にし、軒の出は最小限で、サイディングを採用するなど、コストの抑制も念頭に置く必要がある。

必要とされる最低限の設備としては、以下のものが考えられる。

電源（電灯・空調・放送・換気扇・コンセント）、分電盤、光回線（監視カメラ・インターネット・電子決済）。自動火災報知機、本丸城の自動火災報知機を対象とした副受信盤等。

2 車椅子倉庫

車椅子の入殿に伴っては、車椅子を収納する倉庫を整備する必要がある。

内堀内の北東端の辺りにおける詰所と倉庫の建設に伴う記念物への影響とその対策について検討する。

整備においては、以下のとおり史跡の保護に配慮する。詰所の設置を予定する箇所については、事前に（公財）京都市埋蔵文化財研究所へ委託して発掘調査を実施し、史跡の保存と機能・安全性の担保が両立できる位置を定める。倉庫については小規模なものとし、基礎については掘削が少ない設計とする。

倉庫への車椅子の収容数は、現時点では総合案内所に収容されている電動車椅子の数と合わせて5台を想定する。建物規模についても、総合案内所を参考とする。史跡の景観に調和したものとしつつ、簡素な設えとする。

本丸御殿の北面に身障者及び高齢者用のスロープを設置するに当たって、車椅子を収納するための倉庫を新設する必要がある。そこで当該の倉庫の設置予定箇所に対して、発掘調査を実施し事前に遺跡の残存状態を確認した。その結果、地盤面より約20cmの深さで焼土を含む整地層を検出した。したがって車椅子倉庫の設置に当たっては、その掘削範囲に収まる基礎となるよう設計を検討する。

（第5章第1節第1項3 参照）

3 入殿用スロープの新設

椅子利用者の入殿に当たっては、利便性と設置面積を極力狭めるため、取次詰所の東側に昇降機を設け出入口にすることも考えられる。しかし、屋根の増設が建築基準法上不可であることから、雨が当たる場所に電気設備を設置することに問題があると考えられる。また、基礎の掘削を伴う設置工事が必要であることから、遺跡に抵触する可能性が高いと考えられる。また、昇降機は運用の際にスタッフ補助が必要であり、設備の維持のために管理やメンテナンスが必要となる問題があった。

以上の検討を踏まえると、同箇所におけるスロープの設置が妥当と考えられる。

（参考）がけ条例概要

高さが2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいい、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖の下端から水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖の下端があるときは、その上下の崖は、一体のものとみなす。以下同じ。）の下端及び上端から、それぞれ崖の方向に水平距離が当該崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

・当該崖を含む土地の区域における宅地造成に関する工事又は開発行為について、宅地造成等規制法第8条第1項又は都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けたとき。

第5章 整備に関する検討

第3節 屋外設備

- ・当該崖が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されているとき。
 - ・当該崖の地表面に、令第138条第1項第5号に規定する擁壁に係る基準に適合する擁壁その他これと同等以上の安全性を有する擁壁が設けられているとき。
 - ・当該崖の地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当するとき。
 - ・建築物の構造により安全上支障がないとき。
- 敷地内の建築物及び今後新設する建築物のがけへの対策として、高さの2倍離隔を確保し、建築する。2倍の離隔が確保できない場合は、建築基準法施行令80条の3に準じた平成13年国土交通省告示 第383号（土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は扉の構造方法を定める件）の検討を行い対応する。
- ※建築物が、がけ上に建てられる場合は、杭基礎等安息角以深への根入れが必要。

※がけ条例（京都市建築基準条例 第7条）は、がけ上の雁木に加え、がけ下である堀に対しても適用される

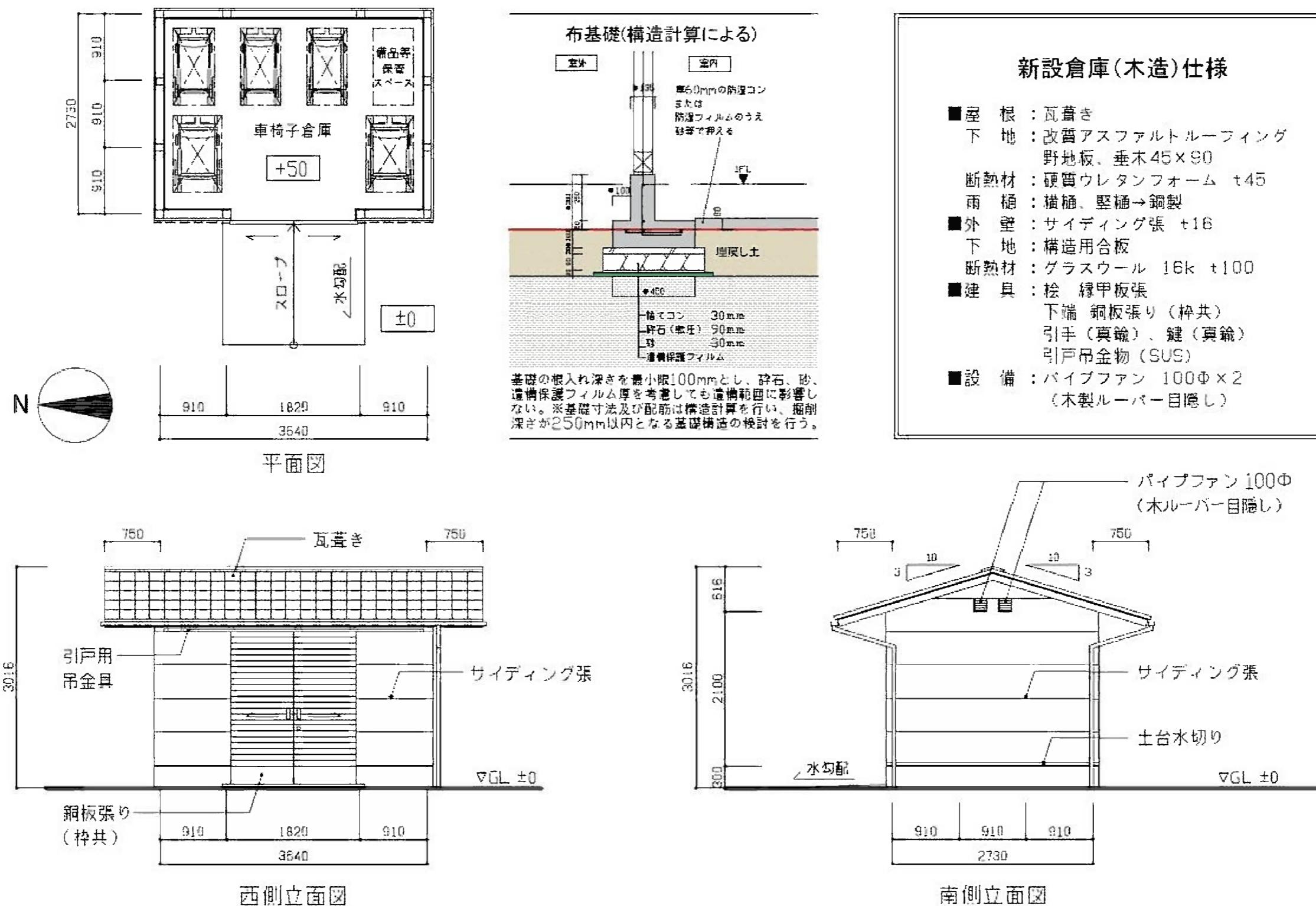


図5-3-4 車椅子倉庫 平面・断面図

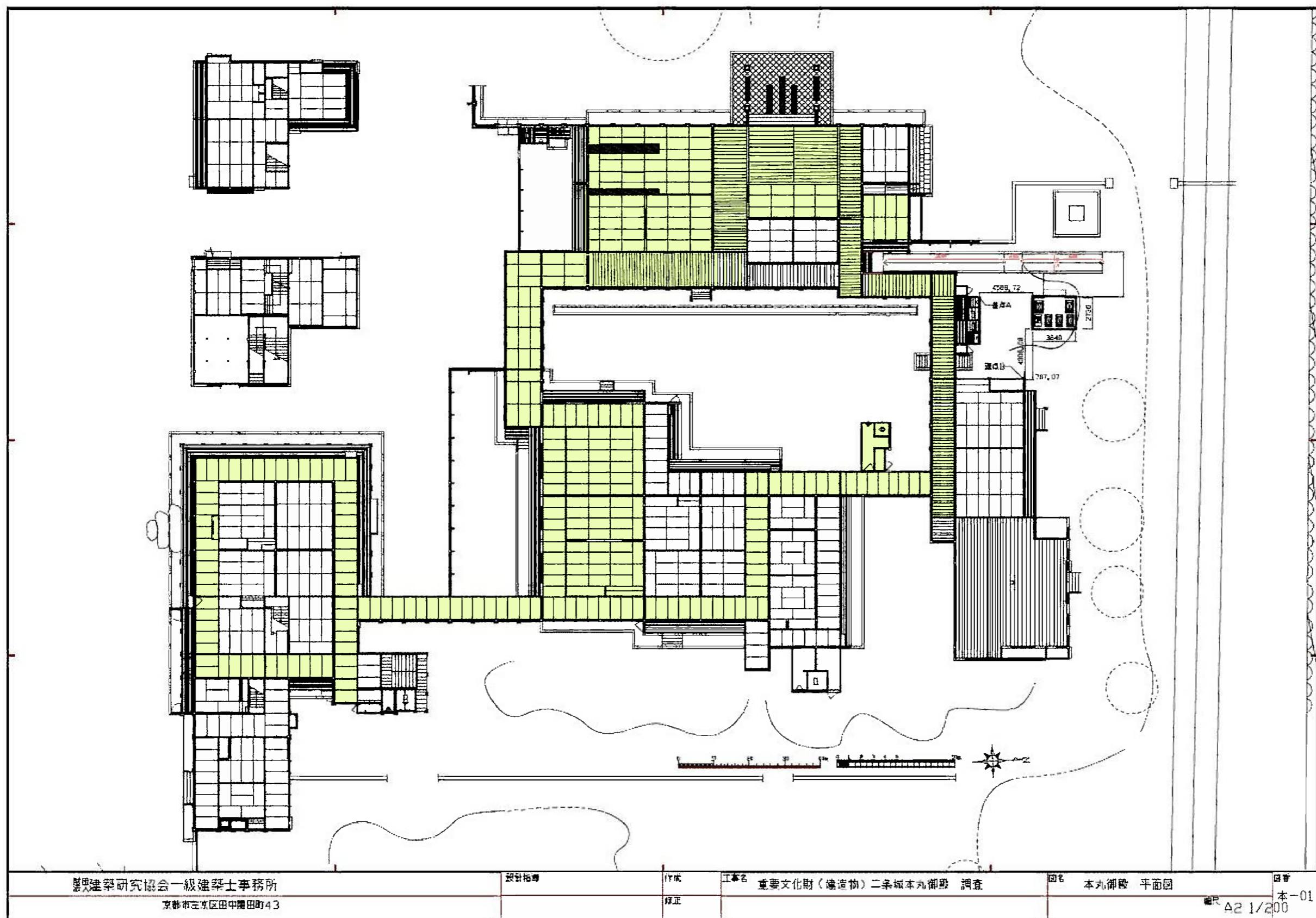


図5-3-5 車椅子倉庫、入殿用スロープ 位置図